

令和7年度 遠距離通学費補助事業のお知らせ

(学校統廃合による遠距離通学費補助を除く)

雲仙市教育委員会

○遠距離通学費補助事業とは？

通学が一定の距離を超える児童・生徒への通学費の一部を補助し、保護者の教育にかかる経済的負担の軽減を図ることを目的とする事業です。

認定要件及び申請手続き方法については、下記のとおりです。

認定要件

自宅から学校までの通学距離に応じて補助します。

	距離要件	補助額 (年額)	支給方法
小学生	自宅から学校まで 片道3キロ～4キロ未満	5,000円	申請時に指定した口座へ振り込みます。
	自宅から学校まで 片道4キロ以上	7,000円	
中学生	自宅から学校まで 片道5キロ～6キロ未満	9,000円	
	自宅から学校まで 片道6キロ以上	11,000円	

※定期券給付など他の補助制度を受けて通学している場合、雲仙市のスクールバスを利用して通学している場合及び特別な事情がなく校区外から通学している場合は、この補助金の対象になりません。但し、特別な事情によりやむを得ず校区外から就学をしている場合は、教育委員会総務課へご相談ください。

※自宅から学校までの距離は、最も合理的と認められる通常の通学方法の距離（原則最短距離）とし、寄り道や遠回り（習い事、学童保育、知り合い宅への立寄り）などの距離は通算しません。

申請手続き方法

この補助金を受けるには毎年度申請し、交付決定を受ける必要があります。

(1) ①書面による申請

『雲仙市小・中学生遠距離通学費補助金交付申請書』に必要事項を記入し学校へ提出

【提出先】

- 通学している市内小・中学校へ提出してください。
- 小学生と中学生の兄弟等がいる場合は、小学校・中学校それぞれに提出してください。

②Webによる申請

左記のQRコードをスマートフォンやタブレットから読み込み必要事項を入力



<https://logoform.jp/f/3bxaJ>

(2) 提出（Web入力）期限

令和7年6月30日（月）まで

- 提出期限までの申請にご協力をお願いします。
- 年度途中で転入等された方も申請できます。但し、補助額は認定された月からになります（月割計算）。

(3) その他

- 年度途中で認定要件に該当しなくなった場合は、補助金の返納を求める場合があります。

〔お問い合わせ〕

◎ 教育委員会 総務課

〒854-0492 雲仙市千々石町戊582番地

☎0957-47-7854